四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例

四街道市都市計画税条例(昭和49年条例第13号)の一部を次のように改正する。

附則第13項中「第12項、第16項から第24項まで、第26項、第27項、第29項、第33項、第37項若しくは第38項」を「第11項、第15項から第22項まで、第24項、第26項、第30項、第34項、第35項若しくは第40項」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の四街道市都市計画税条例(次項において「新条例」という。)の規定は、平成26年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成25年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日から都市再生特別措置法の一部を改正する法律(平成26年法律 第 号)の施行の日の前日までの間における新条例附則第13項の規定の適用について は、同項中「、第35項若しくは第40項」とあるのは「若しくは第35項」とする。